

別紙 2- (1)

入札参加業者の方へ
(土木工事)

建設リサイクル法施行に伴い、法第13条及び省令第4条に基づき、工事請負契約書に下記の①から④の4項目について、明記することになっておりますので、入札価格積算にあたり、見積を行ってください。

なお、この書類は入札の際に提出の必要はありません。

*見積項目

- ①分別解体の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

項 目	受注者が見積を行う内容
①分別解体の方法	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械併用の作業 <u>いずれかの方法を別紙2- (2) の1欄にチェックすること。</u>
②解体工事に要する費用	別紙2- (2)・(3)を参考に見積を作成する対象工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・構造物の取り壊し費用 ・現場から搬出するための積み込み費用 全ての建設資材の品目の合計の費用 (別紙2- (2)参照のA+B) <div style="text-align: right;"> _____ 円 直接工事費(税抜き) </div>
③再資源化等の施設名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 <ul style="list-style-type: none"> ・該当する特定建設資材の品目ごとの処理を依頼する施設の名称 ・複数でも可 <u>別紙2- (3) の3欄に記入のこと。</u>
④再資源化等の費用	別紙2- (2)・(3)を参考に見積を作成する対象工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化に要する費用 ・廃棄物の運搬費用 該当する特定資材の品目の合計の費用 (別紙2- (3)のC+D) <div style="text-align: right;"> _____ 円 直接工事費(税抜き) </div>
備 考	建設リサイクル法に定める特定建設資材は下記の4品目 <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・コンクリート及び鉄からなる建設資材 ・アスファルト ・木材 この4品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル法により、分別解体、再資源化等が義務付けられている。 請負工事契約金額が500万円以上(税込)の工事が対象となる。

1. 分別解体の方法(該当する□にチェックする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容 (工事の有無)	分別解体等の方法 (解体工事がある場合のみチェック)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体工事	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属工事	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(解体工事がある場合に記載する。ない場合は該当なし)

分別解体に要する費用 あり なし

品 目	数 量(t, m ³)	単価(円/t, m ³)	工事費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄からなる建設資材			②
アスファルト			③
木材			④
その他の建設資材			⑤
			A

3. 積み込みに要する費用

積み込みに要する費用 あり なし

品 目	数 量(t, m ³)	単価(円/t, m ³)	工事費 (円)
コンクリート			⑥
コンクリート及び鉄からなる建設資材			⑦
アスファルト			⑧
木材			⑨
その他の建設資材			⑩
			B

上記の①～⑩の合計が解体工事に要する費用となる。
 上記以外の建設資材を分別解体するように仕様書にある場合は、その資材についても分別解体及び積み込みに要する費用の見積を行い、合計額に合算してください。

3. 再資源化をするための施設の名称及び所在地(複数でも可)

品 目	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート		
コンクリート及び鉄からなる建設資材		
アスファルト		
木材		

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

再資源化等に要する費用

品 目	数 量(t, m ³)	単価(円/t, m ³)	工事費 (円)
コンクリート			①
コンクリート及び鉄からなる建設資材			②
アスファルト			③
木材			④
			C

運搬に要する費用

品 目	数 量(t, m ³)	単価(円/t, m ³)	工事費 (円)	備考(運搬距離km等)
コンクリート			⑤	
コンクリート及び鉄からなる建設資材			⑥	
アスファルト			⑦	
木材			⑧	
			D	

上記の①～⑧の合計が再資源化に要する費用となる。

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に計算を行うこと。

5. その他

この見積は、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、請負工事の契約に際して、発注者と受注者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施を行うことを双方確認するために必要であるため、4項目について書面で確認を行うものである。

なお、この見積結果は、契約締結時に契約書に記載することになります。